

北見市芸術文化鑑賞事業補助要領

(目的)

第1条 本事業は、北見市における芸術文化の振興及び奨励を目的とし、小規模な鑑賞事業を企画する団体を公募し、会場使用料等の一部を予算の範囲内で助成するものとする。

(申請)

第2条 本事業の助成を希望する団体は、事業の企画書、予算書等を添えて補助申請(北見市補助金交付規則第1号様式)をすることとする。

(対象団体)

第3条 北見市内の文化団体、鑑賞団体、実行委員会等が企画し主催する、市民対象の鑑賞事業とする。

2 定期的に行われる定期演奏会、発表会等は対象としないこととする。ただし、周年記念事業等は対象とする。

(選考)

第4条 申請された事業については、選考委員会において、本事業の主旨に沿っているかを事業の企画概要書及び予算書等を基に十分検討し決定するものとする。

(助成額)

第5条 助成を希望する団体からの事業企画概要書及び予算書等を検討し、補助対象経費の3分の1以内で、10万円を限度とし、その範囲内の額を助成する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会の委員は、教育委員会で指名するものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月5日から適用する。

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から適用する。